

首相

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

No:40/2021/QĐ-TTg

ハノイ、2021年12月31日

海外労働助成基金に関する決定

2015年6月19日付政府組織法、2019年11月22日付政府組織法及び地方政府組織法の改正法に基づき
2020年11月13日付契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律に基づき
労働・傷病兵・社会問題大臣の提案に基づき
首相は、海外労働助成基金に関する決定を公布する。

第I章

総則

第1条 適用範囲

本決定は海外労働助成基金（以下「基金」という。）の設立、組織及び運営、管理と利用；企業による協賛金、労働者による寄付金；契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者に関する法律第67条に規定する基金の任務に対する支出内容、支出限度額を規定する。

第2条 適用対象

1. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者
2. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業を行う企業
3. 基金の設立、運営、管理、寄付と利用に関連する機関、組織、個人

第II章

海外労働助成基金の設立、運営及び管理

第3条 海外労働助成基金の設立

1. 労働・傷病兵・社会問題省に属する海外労働助成基金は、労働市場の発展、安定及び拡大を支援し、労働者と企業に対するリスクを防止、減少、克服し、労働者の適法・正当な権利及び利益を保護することを目的として、設立される。
2. 基金の本部はハノイ市に所在し、ウェブサイトを有する。
3. 基金の英語の取引名：Fund for Overseas Employment Support、略称 FES

第4条 基金の法的地位

1. 基金は国家予算外の国家財政基金であり、非営利で運営される。
2. 基金は、自己で経常支出及び投資支出を確保する公的非営利組織（公的事業単位）の下で運営される。
3. 基金は、法人格と独自の印鑑、独立採算、個別の財務諸表を持ち、法令の規定に従って、国庫とベトナムで合法的に運営されている商業銀行に口座を開設することができる。

第5条 基金の組織構造

基金の組織構造は、基金管理の理事会（Fund management board）と基金執行機関で構成される。

1. 基金管理の理事会は、労働・傷病兵・社会問題大臣によって任命、解任、免職、表彰、規律処分される専任又は兼任で働く理事長、理事、委員を含む5名のメンバーとする。基金管理の理事会の理事長は労働・傷病兵・社会問題省の幹部、理事と各委員は労働・傷病兵・社会問題省、財政省の下の関連機関の代表者と他の関連機関の代表者とする。基金管理の理事会の任期は5年で、再任できる。
2. 基金執行機関は、局長、副局長、主任会計士、業務室と事務局で構成される。
3. 基金管理の理事会の任務と権限
 - a) 基金管理の理事会は、本決定に規定されている任務と権限を実行する際に、基金の執行機関の印鑑と職員を使用する；
 - b) 基金の5年間及び年次の運営の方向性、計画を承認する；効率性、安全性、透明性を確保するための投資計画を決定し、基金の年間予算見積もりと年次決算報告書を承認する。
 - c) 基金の局長の任命と解任の決定について、検討し、労働・傷病兵・社会問題大臣に提案する；
 - d) 基金管理の理事会の運営規則を決定し公布する；基金の運営規則を権限に従って公布する。
 - dd) 本決定の第10条、第11条及び第12条で規定する支援の枠組みの中で、基金の執行機関に提案された労働者への支援原則と具体的な支援レベルを承認する；
 - e) 基金執行機関に対する人事候補、任命、解任、採用、評価、表彰、規律処分、給与とボーナスの支払い、表彰と福祉基金の積立及び適用される制度、政策を決定する。
 - g) 政策及び法律の遵守、理事会の決定の実施において執行機関の運営を検査及び監督し、支援が適切な対象、内容及び厳格かつ統一されたプロセスにより実施されることを確保する。
 - h) 基金管理の理事会の決定について、労働・傷病兵・社会問題大臣に対して責任を負うとともに、法律上の責任を負う。
4. 基金管理の理事長の任務と権限
 - a) 基金管理の理事会の業務について責任を負い、基金管理の理事会の任務、権限を実施するために、各メンバーへの任務の割当を組織する；
 - b) 基金管理の理事会に代わって、基金管理の理事会の権限に属する決定及び文書を公布する；
 - c) 基金管理の理事会の会議を招集して主催する又はメンバーの意見を収集する；
 - d) 基金管理の理事会を代表し、労働・傷病兵・社会問題大臣に対し、基金の局長、副局長、主任会計士の任命と解任を提案する；
 - dd) 基金管理の理事会の任務の遂行を組織し、運営の方向性及び計画の実施、基金の局長による管理と運営の結果を監視及び監督する；

e) 労働・傷病兵・社会問題大臣から割り当てられた他の任務を実施する。

5. 基金管理の理事会の理事及び委員の権限と責任

- a) 基金管理の理事会の問題に関する会議に出席し、議論し、提案し、投票する；
- b) 基金管理の理事会及び理事長によって割り当てられた任務及び業務を実施する；
- c) 基金管理の理事会の運営規則に従って他の権限及び義務を実施する。

6. 基金の局長の権限、義務及び責任

- a) 基金の局長は基金の法定代表者であり、基金管理理事会の理事長の提案に基づいて労働・傷病兵・社会問題大臣に任命及び解任され、専任又は兼任で働き、5年の任期で、再任できる；
- b) 基金を運営し、基金管理の理事会、労働・傷病兵・社会問題省の決定の下での任務遂行の結果について報告する；
- c) 本決定の規定に基づいて、運営の方向性、計画、財務計画及び財務諸表に関し、基金管理の理事会に提出し決定を求める；基金管理の理事会に承認された方向性と計画の実施を組織する；
- d) 基金の運営規則、基金の執行機関の組織構造及び正規職員に関する計画を基金管理の理事会に提出する；本決定に基づいて、基金の局長、副局長、主任会計士及び他の管理職の任命、解任、表彰、規律処分を行う；
- dd) 労働者の傷害、病気のレベル及び契約に基づいて外国で働いた労働時間に応じて、本決定の第10条、第11条及び第12条に規定する労働者への支援原則と具体的な支援額を策定し、承認を得るために基金管理の理事会に提出する；
- e) 基金の局長は、基金の運営について基金管理の理事会に定期的に報告する責任がある；
- g) 権限に応じて職員を採用、任命、解任する；
- h) 基金の業務室と事務局の機能と任務を規定する；
- i) 基金の機能及び任務に応じて、基金管理の理事会の理事長及び労働・傷病兵・社会問題大臣によって割り当てられた又は委任されたその他の権利と義務を履行する；
- k) 法律を遵守し、本決定の規定に基づいて割り当てられた権利と義務を実行する；基金管理の理事会の決定を遵守する；
- l) 割り当てられた又は委任された任務及び権限の履行について、基金管理の理事会、労働・傷病兵・社会問題大臣に対し責任を負うとともに、法律上の責任を負う。

7. 基金の副局長、主任会計士及び傘下の各機関の責任及び権限

- a) 基金の副局長は、基金の局長に割り当てられた又は委任された任務について、基金の局長をサポートする；割り当てられた又は委任された任務について、基金の局長に対し責任を負うとともに、法律上の責任を負う；
- b) 主任会計士は、会計に関する法令の規定に従って、会計業務を組織し、財務及び会計に関する法律の規定に従って基金の財務活動を監督する際に基金の局長を支援する責任を負う；割り当てられた任務と権限の遂行について、基金の局長、基金管理理事会の理事長に対し責任を負うとともに、法律上の責任を負う；
- c) 基金の業務室及び事務局は基金の局長の決定に従って機能、任務を履行する。

8. 基金は人事の自主性を行使し、基金の機能や任務及び運営中の実情に応じて、職員配置や勤務人数を決定する権利を有する。基金の執行機関の職員のための制度と政策は、労働法、幹部、公務員及び職員に関する法律並びにその他の関連規則の規定に従って適用される。

第6条 運営原則、財務、資産管理、会計、監査制度及び財務開示

1. 開示性、透明性、節約、効率、適切な利用及び法律の規定の遵守を確保する。
2. 基金の収入は、法律に従って使用及び管理するために、国庫及び商業銀行に開設された基金の口座に送金される。基金は、ベトナムの商業銀行に定期預金のために、前年度の基金の残高の最大 50%を使用することができるが、最大預金期間は 3 年を超えないものとする。預金の金額、預金期間及び預金を受け取る銀行支店は、基金管理の理事会に承認された基金投資計画に基づいて、基金の局長によって決定される。銀行預金の利息は、基金の年次収入に追加される。
3. 法律に従って援助と支援金の受け取り、管理、使用を行う。
4. 毎年、基金の執行機関は、基金の収入と支出及び基金の管理活動の経常支出を見積もり、承認のために基金管理の理事会に提出する。
5. 会計法、国家予算法及び関連文書に従って、収入、支出、決算、財務開示を行い、報告制度を運用する。
6. 労働・傷病兵・社会問題省のポータルサイト上で、法律に従って運営実績と監査結果を毎年公表する。前年度の基金の残高は翌年に繰り越され、継続して使用される。
7. 資産の管理と使用に関する法律及び公共資産の管理と使用に関する規定に従って資産を管理及び使用する。

第 III 章

企業による協賛金、労働者による寄付金

第7条 企業による寄付

1. 協賛金

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービスを提供する企業は、150,000VND/労働者/契約で基金に寄付する。企業は、外国で働く労働者を派遣するための営業費用にこの協賛金を計上することができる。

基金への寄付の裏付けは、サービス企業と労働者との間で締結された外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約である。

2. 企業は、毎月、遅くとも翌月の 10 日までに、その月の外国で働く労働者の数に応じて、協賛金として基金へ現金を納付するか口座に送金する。

第8条 労働者による寄付

1. 寄付金

外国で働く労働者は、100,000VND/人/契約を基金に寄付する。

基金への寄付の裏付けは、次の契約又は文書のいずれかである。

- a) 労働者とサービス企業又は事業組織との間に締結された外国で働くベトナム人を派遣する契約書；

- b) 外国における訓練・職業技能水準の向上に関する労働者と企業との間に締結された外国での職業訓練の契約書；
 - c) 労働者と外国で働くベトナム人労働者を派遣する外国で工事・プロジェクトを落札・請負した企業との間に締結された契約書又は合意文書；
 - d) 労働者と外国に投資を行うベトナムの組織、個人との間に締結された、外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約書又は合意文書；
 - dd) ベトナム人労働者と外国の使用者との間で締結された契約書。
2. 労働者は、現金を納付する形で基金に直接寄付するか、出国の少なくとも 3 日前、又は出国後に労働契約が締結される場合は労働者の契約登録の承認通知を受け取ってから少なくとも 5 営業日までに基金の口座に送金する。
- 派遣企業、組織又は個人を通じて基金に寄付する場合、組織又は個人は、少なくとも翌月の 10 日までに、その月の労働者の寄付金の全額を集めて基金の口座に送金する。
3. 労働者が現金で基金に寄付する場合、機関、企業、組織、個人が労働者に領収書を発行する。

第IV章

基金の各任務への支出内容及び支出限度額

第1節 契約に基づいて外国で働くベトナム人への支援

第9条 労働者への支援原則

1. 労働者は、基金に十分に寄付した場合、本決定の規定に従って支援を受けることができる。支援の適用時期は、労働者が基金に寄付した時点から開始される。
2. 労働者は、基金への1回の寄付に対して、本決定で規定された支援内容ごとに1回の支援を受けることができる。
3. 本決定の第10条、第11条、第12条及び第13条に規定する内容は、労働者が契約に基づいて外国で働いている間に発生した場合にのみ適用される。
4. 労働者が国家予算の下でプログラム、プロジェクト及び政策から職業訓練支援を受けた場合、本決定の第15条に規定する支援を受けることができず、またその逆も同様である。
5. 基金からの支援の内容は、契約に基づいて外国で働くベトナム人に関する法律及びその他の法令の規定に従うものであり、労働者の権利と義務、使用者、派遣企業、組織の労働者に対する義務を軽減、変更、又は排除するものではない。

第10条 労働災害、事故、病気、その他外国で労働を続けることができない疾病のために、期限前に帰国しなければならない労働者への支援

1. 支援限度額：10,000,000 VND～30,000,000 VND/ケース
2. 労働者、労働者に委任された人又は労働者の法定代表者は、基金の執行機関に、オンライン、対面、郵送又は派遣企業、組織、個人を通じてのいずれかの方法で、1部の証明書類を添付した支援の申請書（本決定とともに公布する付録Iに基づく様式）を提出する。書類は以下を含む。

- a) 期限前に帰国する理由が明確に記載されている派遣企業、組織又は個人と労働者との間で締結された契約の解約に関する文書の写し；又は上記の理由による労働者に対する契約解除に関する使用者の書面による通知；
- b) 所在国の保健当局によって発行された、労働者の健康診断証明書又はその他の病気若しくは傷害の状態を証明する文書の写し；
- c) 労働者のパスポートの写し；
- d) 委任された人又は法定代表者が書類を提出した場合、委任状（委任内容を明記する）又は規定に従った法律で代表する権利を証明する文書。

申請書を派遣企業、組織又は個人を通じて提出する場合、団体又は個人は、労働者の書類とともに支援を申請する労働者のリストを作成し、基金の執行機関に提出する（本決定とともに発行された付録 II に基づく様式）。

3. 規定通りの書類を受理した日から 15 営業日以内に、基金の執行機関は、書類を確認し、比較し、労働者の要求に応じて支援を提供する。支援を提供しない場合は、書面にて回答し理由を明確にする。

第 11 条 自然災害、疫病、政治不安、戦争、経済不況、その他の不可抗力により、外国の使用者が解散、破産、生産を縮減するため、期限前に帰国しなければならない労働者への支援

1. 支援限度額：7,000,000 VND～20,000,000 VND/ケース
2. 労働者、労働者に委任された人又は労働者の法定代表者は、基金の執行機関に、オンライン、対面、郵送又は派遣企業、組織、個人を通じてのいずれかの方法で、1 部の証明書類を添付した支援申請書（本決定とともに公布する付録 I に基づく様式）を提出する。書類は以下を含む。
 - a) 期限前に帰国する理由が明確に記載されている派遣企業、組織、個人と労働者との間で締結された契約の解約に関する文書の写し；又は使用者の書面による通知；又は使用者が上記の理由で労働者との契約を解除したことに係る労働者の証明要求に応じた所在国のベトナム代表機関からの文書；
 - b) 労働者のパスポートの写し；
 - c) 委任された人又は法定代表者が書類を提出した場合、委任状（委任内容を明記する）又は規定に従った法律で代表する権利を証明する文書。

申請書類を派遣企業、組織、個人を通じて提出する場合、団体又は個人は、労働者の書類とともに支援を申請する労働者のリストを作成し、基金の執行機関に提出する（本決定とともに公布する付録 II に基づく様式）。

3. 規定通りの書類を受理した日から 15 営業日以内に、基金の執行機関は、書類を確認し、比較し、労働者の要求に応じて支援を提供する。支援を提供しない場合は、書面にて回答し理由を明確にする。

第 12 条 外国での労働期間中に、使用者から虐待、労働の強制を受けた場合、生命・健康に直接に脅威を与える明らかなリスクがある場合又は性的ハラスメントを受けた場合に労働契約の解除を行うことにより、期限前に帰国しなければならない労働者への支援

1. 支援限度額：7,000,000 VND～20,000,000 VND/ケース
2. 労働者、労働者に委任された人又は労働者の法定代表者は、基金の執行機関に、オンライン、対面、郵送又は派遣企業、組織、個人を通じてのいずれかの方法で、1 部の証明書類を添付した支援申請書（本決定とともに公布する付録 I に基づく様式）を提出する。書類は以下を含む。

- a) 期限前に帰国する理由が明確に記載されている派遣企業、組織、個人と労働者との間で締結された契約の解約に関する文書の写し；又は上記の理由で労働者が契約を解除したことに係る労働者の証明要求に応じた所在国のベトナム代表機関からの文書若しくは所在国の管轄当局に確認された労働記録、事案議事録；
- b) 労働者のパスポートの写し；
- c) 委任された人又は法定代表者が書類を提出した場合、委任状（委任内容を明記する）又は規定に従った法律で代表する権利を証明する文書。

申請書類を派遣企業、組織、個人を通じて提出する場合、団体又は個人は、労働者の書類とともに支援を申請する労働者のリストを作成し、基金の執行機関に提出する（本決定とともに公布する付録 II に基づく様式）。

3. 規定通りの書類を受理した日から 15 営業日以内に、基金の執行機関は、書類を確認し、比較し、労働者の要求に応じて支援を提供する。支援を提供しない場合は、書面にて回答し理由を明確にする。

第 13 条 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者の派遣における労働者に関する紛争の解決支援

1. 労働者に対し、弁護士依頼費用、法律相談料、事案を解決するための訴訟費用を支援する。

- a) 支援限度額は、弁護士依頼費用、法律相談料、訴訟費用の 50%相当とするが、最大 50,000,000VND/ケースとする。多くの労働者が関与する場合、最大支援金額は 100,000,000VND/ケースとする。
- b) 労働者、労働グループの代表者（多くの労働者が関与する事案の場合）、労働者に委任された人又は労働者の法定代表者は、基金の執行機関に、オンライン、対面、郵送又は派遣企業、組織、個人を通じてのいずれかの方法で、1 部の証明書類を添付した支援申請書（本決定とともに公布する付録 I に基づく様式）を提出する。

書類には所在国におけるベトナム代表機関によって認証された労働者の不服申し立て書類の受領に関する所在国の管轄当局の文書；使用者との紛争が発生した場合に労働者の権利と利益を保護するために行った弁護士依頼、法律相談の契約書の写し；労働者のパスポートの写し；委任された人又は法定代表者が書類を提出した場合、委任状又は規定に従った法律で代表する権利を証明する文書を含む。

申請書類を派遣企業、組織、個人を通じて提出する場合、団体又は個人は、労働者の書類を添付した支援申請書を基金の執行機関に送付する。

規定通りの書類を受理した日から 5 営業日以内に、基金の執行機関は、書類を確認し、比較し、支援手続を実施する。支援限度額は、弁護士依頼、法律相談の契約の価格の 25%相当とし、最大 25,000,000VND/ケースで、多くの労働者が関与する場合、最大 50,000,000VND/ケースとする。支援を提供しない場合は、書面にて回答し理由を明確にする。

- c) 事案が終了した後、労働者、労働グループの代表者又は委任された人は、基金の執行機関に、オンライン、対面、郵送又は派遣企業、組織、個人を通じてのいずれかの方法で、1 部の証明書類を添付した残りの費用の支援の申請書（本決定で発行された付録 I による様式）を送付する。

書類には弁護士依頼、法律相談のための契約の解約に関する文書の写し又は残りの費用の支払いの申請書；請求書又は支払い領収書、訴訟費用の領収書の写しを含む。

規定通りの書類を受理した日から 15 営業日以内に、基金の執行機関は、書類を確認、比較し、労働者に対して残りの費用を支援するための手続を実施する。支援を提供しない場合は、書面にて回答し理由を明確にする。

2. 使用者との労働契約紛争の解決期間中、管轄当局の決定の下で、宿泊施設が提供されていない労働者のための一時的な宿泊施設の賃借を支援する。

- a) 支援限度額は労働者の宿泊施設を賃借するための請求書、支払い書類に基づく実費の 100%相当の額とする。
- b) 労働・傷病兵・社会問題省に承認された見積もり、任務を割り当てられた機関と労働者に宿泊施設を提供する組織又は個人との間で締結された契約及び有効な請求書と支払い書類に基づいて、執行機関は法律に従った支援に関する決定を下すために、基金管理の理事会に提案する。

第 14 条 外国で働く期間中に労働者が死亡、行方不明になった場合の労働者の親族への支援

1. 支援限度額：40,000,000VND/ケース。

2. 労働者の親族の代表者（父、母、妻、夫、子供、兄弟/姉妹）、労働者の親族に委任された人又は労働者の親族の法定代表者は、基金の執行機関に、オンライン、対面、郵送、又は派遣企業、組織、個人を通じてのいずれかの方法で、1部の証明書類を添付した支援申請書（本決定とともに公布する付録 I による様式）を送付する。書類は以下のものを含む。

- a) 労働者の死亡診断書の写し又は契約に基づいて外国で働いている間に労働者が死亡若しくは行方不明になったことを宣言するベトナムの管轄当局に発行された文書；
- b) 労働者との親族関係を証明する書類；
- c) 労働者の親族に委任された人又は労働者の親族の法定代表者が書類を提出した場合、委任状（委任内容を明記する）又は規定に従った法律で代表する権利を証明する文書。

申請書類を派遣企業、組織、個人を通じて提出する場合、団体又は個人は、労働者の書類とともに支援を申請する労働者のリストを作成し、それを基金の執行機関に提出する（本決定とともに公布する付録 II に基づく様式）。

3. 規定通りの書類を受理した日から 15 営業日以内に、基金の執行機関は、書類を確認、比較し、労働者の親族に対して支援を提供する。支援を提供しない場合は、書面にて回答し理由を明確にする。

第 15 条 労働者の転職のための職業訓練支援

転職のための職業訓練支援を受けることを希望する本決定の第 10 条、第 11 条及び第 12 条に規定する期限前に帰国しなければならない労働者は、以下のとおり、労働市場に参入し、生活を安定させるための職業技能を向上させるトレーニングの費用の支援を受けることができる。

1. 支援限度額：1,000,000VND/月、最大 6 か月/人/訓練コース。

2. 訓練コースを修了した後、労働者、労働者に委任された人または労働者の法定代表者は、基金の執行機関に、オンライン、対面、郵送又は派遣企業、組織、個人を通じてのいずれかの方法で、1部の証明書類を添付した支援の申請書（本決定で発行された付録 III による様式）を送付する。書類は以下のものを含む。

- a) 職業訓練コース修了証書又は証明書の写し；
- b) 職業訓練機関からの職業訓練費用の領収書；
- c) 委任された人又は法定代表者が書類を提出した場合、委任状（委任内容を明記する）又は規定に従った法律で代表する権利を証明する文書。

申請書類を派遣企業、組織、個人を通じて提出する場合、団体又は個人は、労働者の書類とともに支援を申請する労働者のリストを作成し、基金の執行機関に提出する（本決定とともに公布する付録 II に基づく様式）。

3. 規定通りの書類を受理した日から 15 営業日以内に、基金の執行機関は、書類を確認、比較し、支援手続を実施する。支援を提供しない場合は、書面にて回答し理由を明確にする。

第 2 節 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス企業への支援

第 16 条 企業への支援原則

1. サービス企業は、基金に完全に寄付した場合、本決定の規定に従って支援を受けることができる。
2. 企業は、本決定の第 17 条で規定する市場ごとに 1 年に 1 回支援を受けることができる。
3. 本決定の第 18 条に規定する内容は、外国で働く労働者を派遣する企業が、労働者と締結した外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約及び労働・傷病兵・社会問題省に承認された労働者提供契約に準拠していない場合には適用しない。
4. 基金からの支援の内容は、契約に基づいて外国で働くベトナム人に関する法律及びその他の法令の規定に従うものであり、労働者の権利と義務、使用者、派遣企業、組織の労働者に対する義務を軽減、変更、又は排除するものではない。

第 17 条 外国の労働市場の開拓、発展、安定を図るための支援

1. 新しい市場の開拓と発展、外国の労働市場の拡大と安定化、労働・傷病兵・社会問題省及び外国におけるベトナム代表機関が実施するベトナム人労働者を受け入れている市場の調査と評価に参加している企業は、実費に応じて企業の一人の従業員の往復航空券の料金の支援を受けることができる。ただし、支援限度額は、ベトナムから出張先の国、地域へのフライトの運航又は共同運航をしている航空会社のエコノミークラスの運賃と同額とする。
2. 出張の終了から 15 営業日以内に、企業は、基金の執行機関に対して、オンライン、対面、郵送のいずれかの方法で、1 部の証明書類を添付した支援の申請書（本決定で発行された付録 IV による様式）を送付する。書類は以下のものを含む。
 - a) 出張者のパスポートと搭乗券の写し；
 - b) 請求書又は航空券購入の領収書の写し。
3. 規定通りの書類を受理した日から 15 営業日以内に、基金の執行機関は、書類を確認し、比較し、支援手続を行う。支援を提供しない場合は、書面にて回答し理由を明確にする。

第 18 条 労働者に関するリスクを解決するための支援

1. 管轄当局の要請に応じて、労働者の生命、個人の尊厳、合法的な財産に関連する複雑で深刻な事案並びに労働市場の安定を図り、発展させるための市場及びベトナム人労働者の受け入れに深刻な影響を及ぼす事案を解決するために、従業員を外国に出張させる必要がある企業は、実費に応じて企業の一人の従業員の往復航空券の料金の支援を受けることができる。ただし、支援限度額は、ベトナムから出張先の国、地域へのフライトの運航又は共同運航をしている航空会社のエコノミークラスの運賃と同額とする。
2. 出張の終了から 15 営業日以内に、企業は、基金の執行機関に、オンライン、対面、郵送のいずれかの方法で、1 部の証明書類を添付した支援の申請書（本決定で発行された付録 IV による様式）を送付する。書類は以下のものを含む。

- a) 出張者のパスポートと航空券の写し
 - b) 請求書又は航空券購入の領収書の写し；
 - c) 外国におけるベトナム代表機関又は労働・傷病兵・社会問題省からの企業の従業員の派遣に関する要請書。
3. 規定通りの書類を受理した日から 15 営業日以内に、基金の執行機関は、書類を確認し、比較し、支援手続を行う。支援を提供しない場合は、書面にて回答し理由を明確にする。

第 19 条 企業による死亡した労働者の遺体と遺骨の帰国に係る費用の支援

1. 使用者が破産し、費用を支払うことができず、また労働者が保険の適用対象にならないとき、外国で働いている間に死亡した労働者の遺体と遺骨を帰国させる必要がある企業は、労働者が働いた国又は地域からベトナムまでの労働者の遺体、遺骨の輸送に関する実費の 50% の支援を受けることができる。
2. 企業は、基金の執行機関に、オンライン、対面、郵送のいずれかの方法で、1 部の証明書類を添付した支援の申請書（本決定で発行された付録 IV による様式）を送付する。書類は以下のものを含む。
- a) 労働者の死亡診断書の写し又は労働者の死亡を宣言するベトナムの管轄当局に発行された文書；
 - b) 法律の規定に従って合法化された、所在国の管轄当局によって発行された外国の使用者の破産に関する文書又は外国の使用者の破産を宣言する文書の写し；
 - c) 働いた国又は地域からベトナムまでのフライトを運航又は共同運航する 3 つの航空会社からの労働者の遺体・遺骨の輸送コストの見積；
 - d) 輸送業者の請求書の写し。
3. 規定通りの書類を受理した日から 15 営業日以内に、基金の執行機関は、書類を確認し、比較し、支援手続を行う。支援を提供しない場合は、書面にて回答し理由を明確にする。

第 3 節 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に直接関連する活動の支援

第 20 条 支援原則

本決定で規定する契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に直接関連する活動に対する基金からの支援の内容は、これらの活動が国家予算又は企業の財源から費用が充当されていない場合にのみ適用される。

第 21 条 法令の広報、法律相談及び外国の労働市場に関する情報発信への支援

1. 支援内容

- a) 外国の労働市場、受入国の政策、規定及び法律、外国で働くベトナム人労働者に関するベトナムの法律並びに基金からの労働者及び労働者の親族への支援政策の広報を実施する；
- b) 基金のポータルサイト並びに外国での就労を希望する労働者が検索、登録する又は労働者が帰国後の仕事を探すためのオンライン海外労働プラットフォームを構築及び維持し、本決定の規定に従った基金へのオンライン寄付及び支援のオンライン申請を支援する；
- c) 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣する分野の労働者に助言するための電話交換機の設置と運用の維持を支援する；
- d) 契約に基づいて外国で働く労働者のために外国の労働市場の必要な情報を提供する出版物（紙版又は電子版）を発行する。

2. 支援額はサービスを提供する団体の請求書、支払書類に基づく実費の100%相当とする。
3. 基金の執行機関は、入札、発注、任務の割り当てに関する現行法令及びその他の関連法令の規定に従って、見積もり及び活動の支援を行う。

第4節 基金管理の費用

第22条 支出内容

1. 労働者及び管理者への支出には、給与、賃金、報酬、ボーナス、手当及びその他の給与関係の支出、給与拠出による各支出（社会保険料、健康保険料、失業保険料、労働組合費）；表彰と福祉のための支出；法令の規定に従う幹部、公務員、従業員、労働者及び管理者へのその他の支出が含まれる。
2. 管理活動への支出には、旅費、研修費；科学技術の研究と応用への支出；広報のための支出；共産党や団体活動への支出；文房具、本・新聞の費用；電気、水道、郵便、電気通信の料金；商品やサービス購入費用；会議、セミナー、トレーニングに関する費用；取引、渉外及び国際協力のための費用；検査及び監督の費用；国内外のコンサルタントへの支出；輸送費及びその他の管理活動に関する費用が含まれる。
3. 資産の建設、調達、保守及び修理への投資の支出；固定資産の減価償却費；資産及び本部の賃借費用；資産清算費用；物品購入への支出；資産の管理及び使用に関するその他の費用；基金の管理と運理に役立つIT応用、データベースの構築への支出。
4. 規定に従っているその他の費用

第23条 支出限度額

1. 基金は、財政状況に基づき、経常支出及び投資支出を自己で確保するよう、経済事業、その他の事業分野における公的な非営利団体として、給与を自己資金で賄うメカニズムを実施する；公務員、従業員及び労働者に支払う給与レベルを決定する；臨時契約に基づく賃金を支払う（もしあれば）ことができる。
2. 国家の管轄当局に規定された経済技術基準、支出メカニズムがある支出内容について、支出制度は基金の本部が所在する地域の実際の要求、実際の市場価格及び財政能力に基づき、基金の執行機関は、内部支出規則に規定されている支出限度額を決定することができ、規定されているサービス品質基準を確保する責任を負う。
3. 国家の管轄当局に規定された支出基準がない支出内容の場合：実際の状況に基づき、基金は適切な支出限度額を策定し、基金の内部支出規則に詳細を規定し、その決定に責任を負う。

第V章

実施調整

第24条 各機関、組織の責任

1. 労働・傷病兵・社会問題省の責任
 - a) 財政計画、年次財政計画の実施状況及び国家予算と会計に関する法律に従った基金の収支の決算を取りまとめて財務省に送付する；

- b) 法律の規定に従って基金の運営を指示、指導、検査及び監督する；
 - c) 要請に応じて国会に説明するために政府に報告する際に、総括し、財務省と調整する。
2. 財政省の責任
- a) 法律に従って基金の管理と使用を検査及び監督する；
 - b) 要請に応じて国会に説明するために政府に報告する際に、労働・傷病兵・社会問題省と調整する。
3. 省人民委員会に所属する労働の専門機関の責任
- 基金の支援政策、海外労働助成基金に対する契約に基づいて外国で働く労働者の権利と義務に関する情報を提供し、労働者に指導する。
4. 外国におけるベトナム代表機関の責任
- a) 情報を提供し、外国で働く期間に、労働者が海外労働助成基金にアクセスし、寄付し、各種手続を実施し支援を受け取ることについて指導する；
 - b) 外国におけるベトナム代表機関の機能、権限の範囲内で、労働者の要求に応じて書類を確認する。
5. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣する企業、組織、個人
- a) 本決定の第 8 条第 2 項に従って労働者から基金への寄付金を集めて納付する；
 - b) 本決定の規定に従って、労働者が寄付する義務を履行し、基金からの支援手続を実施するように情報を提供し、指導及び支援する。

第 25 条 経過措置

1. 2007 年 8 月 31 日付首相決定第 144/2007/QD-TTg に基づいて設立された海外労働助成基金の 2021 年 12 月 31 日時点での残高は、本決定の規定に従って継続して使用するため、本決定に従って設立された基金に送金されるものとする。
2. 企業は、本決定の発効日より前に出国した労働者からサービス料金を徴収したか、まだ完全に徴収しておらず、まだ基金に寄付していない場合、本決定の発効日から 6 か月以内に、決定 144/2007/QD-TTg の規定に従って、引き続き全サービス料金を徴収し、基金に寄付し、決算を行うものとする。
3. 2007 年 8 月 31 日付首相決定第 144/2007/QD-TTg に従って支援されるケース又は基金を使用する内容は本決定の発効日より前に発生したが、基金での手続をまだ実施していないか、支援を受けていない場合は、決定第 144/2007/QD-TTg の規定に従うものとする。

第 26 条 施行効力

1. 本決定は 2022 年 2 月 21 日から発効する。
2. 海外労働助成基金の設立、管理及び使用に関する 2007 年 8 月 31 日付首相決定第 144/2007/QD-TTg は、本決定の発効とともに失効する。
3. 各大臣、省同格の機関の長、政府所属機関の長、省・中央直轄市の人民委員会の委員長は、本決定の実施に責任がある。

首相代理署名

副首相

宛先

- 共産党中央書記局
- 首相、各副首相
- 各省、省同格機関、政府所属機関
- 汚職防止に関する中央指導委員会事務局
- 各省、中央直轄市の人民委員会、人民評議会
- 共産党中央事務局及び各委員会
- 書記長事務局
- 国家主席事務局
- 国会事務局；国会の民族評議会及び各委員会
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家会計検査院
- 国家財政監督委員会
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 各団体の中央機関
- 公報、政府のポータルサイト
- 首相府：官房長官、各副官房長官、首相補佐官、所属部局・単位
- 保管：文書、総合経済（2）

付録 I

(2021 年 12 月 31 日付首相決定第 40/2021/QĐ-TTg に添付)

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

申請書

外国で働く間のリスク支援について

宛先：海外労働助成基金の執行機関

労働者の氏名： 性別：
パスポート/ID 番号： 発行機関： 発行日：
派遣企業、組織：
就労先の国：
契約期限（月数）： …, …年/…月/…日から …年/…月/…日まで
外国での就労期間（月数）： …, …年/…月/…日から …年/…月/…日まで
帰国日： …/…/… 外国に滞在中
支援申請の理由及び内容：
.....

支援金受け取り形式：

- 基金での現金
- 郵送 受け取り住所：
- 口座への振り込み 口座名（1）
- 口座番号： 銀行：

(申請者が労働者に委任された人若しくは労働者の法定代表者、又は死亡若しくは行方不明になっている労働者の親族である場合にのみ、この部分を記載する)

委任された人/労働者の法定代表者/死亡又は行方不明になっている労働者の親族の氏名：
.....

労働者との関係（妻、夫、子供、父、母…）：

常駐戸籍：

ID 番号： 発給機関： 発給日： …/…/…

…年/…月/…日

添付書類：
.....
.....
.....

申請者
(署名、氏名明記)

付録 II

2021 年 12 月 31 日付首相決定第 40/2021/QĐ-TT g に添付)

派遣企業、組織名

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

No: .../...

...年/...月/...日

....申請について

宛先：海外労働助成基金の執行機関

No	労働者氏名	生年月日		パスポート/ID 番号	発給日	理由及び支援内容	備考
		男性	女性				
1	2	3	4	5	6	7	8
1	Nguyễn Văn A	.../.../...	.../.../.../.../...	
...	

機関の長
(署名、印鑑、氏名の明記)

付録 III

(2021 年 12 月 31 日付首相決定第 40/2021/QĐ-TT g に添付)

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

申請書

初級レベルの職業訓練費用の支援について

宛先：海外労働助成基金の執行機関

労働者の氏名：..... 性別：.....

パスポート／

ID 番号：..... 発給機関：..... 発給日：.../.../.....

常駐戸籍：.....

派遣企業、組織：.....

就労先の国：.....

帰国日：.../.../.....

期限前に帰国した理由：.....

海外労働助成基金の執行機関による..... 職業訓練施設 職業訓練期間の
職業訓練費用の支援を申請する。

職業訓練施設へ納付する必要がある訓練費用：.....

(添付書類、支払い書類)

支援金受け取り形式：

-基金での現金

-郵送

-口座への振り込み

口座番号：.....

受け取り住所：.....

口座名 (1)

銀行：.....

(申請者が労働者に委任された人又は労働者の法定代表者である場合にのみ、この部分を記載する)

委任された人／労働者の法定代表者：.....

労働者との関係 (妻、夫、子供、父、母...) :

常駐戸籍 :

ID 番号：..... 発給機関：..... 発給日：.../.../.....

添付書類：.....年/...月/.....日

.....
.....
.....

申請者
(署名、氏名明記)

付録 IV

(2021 年 12 月 31 日付首相決定第 40/2021/QĐ-TTg に添付)

派遣企業、組織又は労働・傷病
兵・社会問題局名

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

No: .../...

...年/...月/...日

...申請について

宛先：海外労働助成基金の執行機関

海外労働助成基金に関する決定第... の第... 条... 項を実施するため、... 社は基金の執行機関が以下のように、支援することを要請する。

支援内容：.....

出張者：.....

パスポート番号/識別コード：...

出張先の国：.....

出張目的：.....

添付書類：

- ...

- ...

海外労働助成基金の執行機関が、弊社への支援を検討し、承認し、弊社の以下の詳細情報のとおりの口座番号に... 金額を送金するように要請する。

- 企業の口座名：

- 口座番号：

- 銀行：

機関の長
(署名、印鑑、氏名の明記)